「出家詐欺」報道に関するＢＰＯ放送人権委員会勧告の概要

●Ⅱ 委員会の判断

２　人権侵害に関する判断（Ｐ6～9）

（２）申立人（Ａ氏）を特定できるか～体型、しぐさ、抑揚の特徴を主張するがありふれたもの。

（３）人権侵害の認識時期

クロ現ＨＰを見た親戚から指摘されたのは不自然。放送から半年以上、申立人に（見た人からの）直接のリアクションはなく、映像が特定できるものではなかったことを示唆。

（４）結論⇒映像音声が加工され、申立人を特定できず、人権侵害にあたらない。

３　放送倫理上の検討（Ｐ9～17）

（１） なぜ放送倫理を問うか～事実の正確性は匿名･実名にかかわらず､放送倫理上の重要規範。

（２） 申立人の本件映像に対する認識

当初は「放送について説明されていない」、後に「再現か資料映像との認識」と主張するが､番組趣旨や放送日など説明されたと考えるのが妥当｡匿名化の必要性も理解していた。

（３） 申立人はブローカーを演じたか

記者はブローカーと信じていたと思われ、演じるよう依頼することはあり得ない。

役の入れ替えも合理性を欠く。記者の指示があったという申立人主張に説得力はない。

ただし「自分はブローカー役を演じるのだ」と独り合点していた可能性も否定できず。

（４） インタビューの内容

申立人は一定知識を持っており内容は不自然でない。何故記者は取材のスタート時点でブローカーと信じたのか、まず問われるべきはこの点。

（５） 欠けていた裏付け取材

Ｂ氏に頼り切っている。ブローカーとしての真実性を、伝聞ではなく裏付ける必要。

最低限本人に確認、できなくても他に方法はあるのに、必要な裏付け取材が欠けていた。

（６） ナレーションの問題性

「活動拠点」は明確な虚偽。他にも「▽突き止めた▽たどりついたのは▽多額の報酬▽訪問が後を絶たない▽この日も借金を抱えた男性が現れました」。

明確な虚偽を含むだけでなく、全体として実際の申立人と異なる虚構を伝えた。

（７） 放送倫理上の問題の結論

⇒裏付け取材をしないまま断定的に放送し、虚偽を含むナレーションで申立人と異なる虚構を伝えた｡匿名化の上ブローカーとして映像化されることに一定了解があったとはいえ、放送倫理基本綱領（Ｈ8年9月・ＮＨＫ＆民放連制定）に照らし放送倫理上重大な問題あり。

なお匿名化を行ったことで､ナレーションの真実性吟味がおろそかになった可能性伺える。

●Ⅲ　結論（Ｐ18～19）

人権侵害にはあたらないが、放送倫理上重大な問題。

ＮＨＫは調査報告書を公表､多くの問題があったことや再発防止策に触れ､検証番組も放送。

番組の取材・制作で放送倫理の順守をさらに徹底することを勧告する。

※自民党調査会の事情聴取や総務大臣の厳重注意にも触れ､「報道の自由の観点から、報道を委縮させかねない対応に、強い危惧の念を持たざるを得ない」